

◎新潟県告示第392号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、第7次新潟県地域保健医療計画（令和4年4月新潟県告示第404号）の変更を決定したので、同法第30条の4第18項の規定により公示する。なお、当該変更後の計画書を新潟県福祉保健部地域医療政策課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 主な改定事項

- (1) 計画書の名称を「第8次新潟県地域保健医療計画」とする。
- (2) 計画期間を令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までとする。
- (3) 基準病床数（医療法第30条の4第2項第17号）を次のとおり変更する。

ア 各圏域における一般病床及び療養病床の基準病床数

二次保健医療圏域名	基準病床数
下 越	1,954床
新 潟	8,127床
県 央	1,910床
中 越	4,188床
魚 沼	1,445床
上 越	2,623床
佐 渡	543床

イ 県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床の基準病床数

病床種別	基準病床数
精神病床	5,114床
感染症病床	36床
結核病床	18床

- (4) 各論第2章に「新興感染症」についての記載を追加し、「6事業及び在宅医療等に係る医療連携体制の構築等」とする。
- (5) 「圏域別重点取組方針」を廃止する。
- (6) その他所要の記載の追加等を行う。

2 変更年月日

令和6年3月31日